

平成 2 8 年度 第 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 4 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年 4月15日(金) 午後2時02分
3. 閉会日時 平成28年 4月15日(金) 午後2時46分

4. 出席委員(26名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	15番	古館成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	23番	畑山喜太郎君
24番	漆坂政行君	25番	下久保トキ子君
26番	野崎さち子君	27番	中野均君

5. 欠席委員(0名)

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第1号 専決処分の報告について

報告第 2 号	平成 27 年度十和田市農業委員会事業報告について
報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 5 号	農地の転用事実に関する照会について
報告第 6 号	農用地利用配分計画の認可について
議案第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号	競売買受適格者の証明について
議案第 3 号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第 4 号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 会議録署名委員

22 番 佐々木 君 信 君 23 番 畑 山 喜太郎 君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	野 田 健 治	事務局 次 長	市 澤 新 吾
事務局 振興係長	力 石 浩 暢	事務局 農地係長	越 田 守
事務局 主任主査	山 崎 和 也	事務局 主任主査	野 月 明 久
事務局 主 査	中 村 俊 文	事務局 主 事	江 渡 俊 裕

10. 書 記

事務局主任主査 山 崎 和 也

議 長（中野均君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成28年4月6日告示招集いたしました平成28年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
22番 佐々木 君信 委員、 23番 畑山 喜太郎 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には山崎和也君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは1ページをお願いいたします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。専決第1号、職員の人事異動の実施について。十和田市農業委員会事務局職員の平成28年3月31日付及び平成28年4月1日付人事異動を次のとおり実施する。平成28年3月24日付で専決処分をしております。3月31日付発令に係る異動です。出向となる職員は、農地係長 櫻田善也 が健康福祉部生活福祉課生活保護1係長に、主任主査 佐々木 大樹が上下水道部管理課に異動となっております。また、振興係長 佐々木 睦美が自己都合により退職しております。次に4月1日付発令に係る異動です。出向により任命となる職員は、教育委員会事務局教育総務課庶務係長から農地係長に 越田 守、総務部人事課から昇任により振興係長に 力石 浩暢、総務

部管財課から主任主査に 野月 明久 が異動してきております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第2号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）3ページでございます。報告第2号、平成27年度十和田市農業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したので報告する件でございます。4ページから13ページになります。かいつまんでご説明をいたします。まず4ページでございますが、農業委員会の概要についてです。（1）委員の定数は27人に対して現在欠員1人で26人が在職しております。（2）事務局の構成として、職員は9人となっております。（3）会議の開催状況ですが、総会、全員協議会及び勉強会等で計31回行っております。5ページをお願いいたします。2. 農地対策事業でございます。合計の件数及び面積について説明いたします。（1）権利の移転、設定、転用関係でございます。①農地法第3条による権利の移転、設定は所有権移転ほか265件、2,149,004㎡です。前年度比79件、742,000㎡ほどの減となっております。②農業経営基盤強化促進法による権利の移転、設定は利用権設定等促進事業ほか45件、311,167㎡となっております。前年度比13件、149,000㎡ほどの減となっております。6ページをお願いいたします。③農地中間管理事業による権利の設定でございますが、賃借権設定等で121件、1,894,341㎡となっております。前年度比で92件、1,675,000㎡の増となっております。これは前ページの3条及び基盤強化法の移転等が大きく減少していることから、機構集積事業への移行が進んでいることが背景にあるものと考えております。④賃借権の合意解約は135件、893,702㎡です。これについても前年度比52件、153,000㎡ほどの増となっており、解約して後に機構に貸付けるという背景があるものと考えられます。⑤相続等の届出は111件、1,326,095㎡、あっせんの希望はありませんでした。⑥農地法第4条、第5条の転用申請は67件、111,560㎡となっております。⑦農地法第3条許可の取り消しは2件、11,601㎡でございました。7ページをお願いいたします。⑧農地法第4条、第5条の転用許可の取り消しは5条で1件、298㎡でございました。（2）の登記関係です。基盤許可法に基づく嘱託登記事務は36件で、230,537㎡でございました。（3）農用地利用調整会議関係ですが、10回開催して調整件数は37件、229,047㎡です。（4）諸証明、意見書交付関係

でございます。①農地の競売に係る適格者証明書につきましては、3条にかかるものが21件ございました。5条にかかるものはございませんでした。②農業振興地域整備計画の変更に係る意見書につきましては、筆数で32筆、257,849㎡でございます。8ページをお願いいたします。③裁判所、法務局等の照会件数は合計で49件、113筆、面積の合計で173,257㎡となっており、農地として回答したものが122,400㎡、非農地回答は50,857㎡となっております。④農地法施行規則第32条第1項第1号に係る意見書の届出はありませんでした。⑤贈与税、相続税の納税猶予等に係る証明書等は合計で13件となっております。⑥工事完了報告受付、確認書につきましては4条5条合わせて計76件ございました。9ページをお願いいたします。⑦耕作証明書の発行でございますが、合計で1,436件となっております。これは前年度比125件の減となっております。⑧耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に係る非農地該当の照会回答はございません。⑨特定農地貸付けに関する農地法等の特例、いわゆる市民農園につきましては、平成27年度第12回総会で1件、4,894㎡の承認をしております。(5)その他としてですが、昨年までは農業委員会委員選挙人名簿の調製の報告がございましたが、農業委員会法の改正によりまして平成28年からは廃止となっております。①から③につきましては記載のとおりとなっております。④遊休農地の実態調査でございます。毎年農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を行うこととなっており、遊休農地パトロールを10月に4日間実施しております。下の表でございますが、平成26年度までの継続分に平成27年度新たに確認された遊休農地2haを加え、その後解消した面積が2.9haでございますが、その差し引きにより現在残っている遊休農地は160筆、約40.5haとなっております。新たに確認された遊休農地面積と解消面積との差である0.3haが前年度より増えたこととなります。10ページをお願いいたします。参考として認定農業者数を掲載しておりますが、平成27年度末現在で772件で、昨年より27件減っております。3. 農業振興対策事業でございます。1. 担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援についてです。(1)、(2)につきましては記載のとおりでございます。(3) 農業後継者結婚活動支援につきましては、交流会を2回開催しております。参加者数は合計で女性が13名、男性が16名で、合計で5組のカップルが成立しているところでございます。11ページをお願いいたします。(4) 農業者年金への加入推進につきましては、②に記載のとおり加入推進部長の視察研修会を開催しております。平成27年度は加入推進部長及び農業委員の方々の積極的な推進活動により、新規加入者10名という目標を達成しております。なお農業者年金の状況につきましては、3月31日現在で表に記載のとおりとなっております。(5) 家族経営協定の普及及び締結促進につきましては新規が2組、再締結が2組の計4組が締結しており、延べ農家数は152組、実締結農家数は129組で、引き続き県内トップの締結数となっております。12ページをお願いいたします。2. 地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開について

でございます。(1) 昨年11月9日に市長に対する建議を行いました。そこでは、ひとつとして農業用機械等導入支援事業に係る助成の拡充と、ふたつとして新規就農者への経営規模拡大への助成を要望しております。これに対しまして、機械導入に対しては国の制度を活用して欲しい旨の回答がありました。また新規就農者に対しては支援策の検討をしたいという旨の回答を得ております。そのほか(2) 移動農業委員会の実施、(3) 地区担当の農業委員による農地集積等の情報収集などの実施、(4) 市長と農業委員による農政懇談会を実施しております。3. 情報提供・広報活動の強化につきましては、(1)として、のうぎょうと農業委員会を2回発行するとともに、市のホームページに随時掲載、更新して農業委員会活動の情報提供に努めております。また(2) 全国農業新聞は3月末現在141名が購読しております。4. 農政・研修活動の実施でございますが、(1)として水稻作柄調査を9月7日に5地区の調査を行い、その後検討会を行っております。(2) 農作業労賃等に関する調査につきましては農業関係機関との協議において農作業の目安となる労働賃金及び機械利用料金の標準額を設定し、3月に公表しておるところでございます。13ページになります。(3) 農政全般にわたる研修会の開催及び参加についてでございます。①として委員の勉強会を3回開催しております。②として国内農業視察研修につきましては、北海道の札幌市、七飯町の視察研修に委員9名、職員1名が参加しております。③上十三地区農業委員研修会及び大会、また昨年は青森県で開催された東北・北海道農業活性化フォーラム及び青森県農業委員大会に参加しております。以上でございます。

議 長(中野均君) 報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君) なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議 長(中野均君) 次に報告第3号について事務局から報告いたします。

事務局長(野田健治君) それでは14ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。15ページをお願いいたします。今回は20件で、全て合意解約によるものです。1番と2番の借人は同一人になっております。1番は32ページの12番で賃貸借があります。2番は同じく32ページの11番で賃貸借があります。3番と4番の貸人は同一人で、今後農地中間管理機構へ貸し出す予定とのことでございます。5番と6番の借人は同一人です。5番は32ページの8番で賃貸借があります。6番は同じく32ページ9番での賃貸借があります。16ページをお願いいたします。7番につきましては自

ら耕作するものです。8番から17ページ13番まででございますが、この6件の借人は同一人となっております。平成28年中は農作業受委託により耕作した後に農地中間管理機構へ貸付する予定とのことでございます。14番は農地中間管理機構から借り受けしている農地を解約後に借人が代表を務める農業生産法人に改めて貸付ける予定とのことでございます。15番は滝沢字指久保の2筆は39ページに出てくる基盤強化法で売買することとなっております、残りの1筆は自ら耕作するものです。16番は今後農地中間管理機構への貸付けを予定しているとのことでございます。18ページをお願いいたします。17番は33ページの18番で賃貸借がございます。18番は自ら耕作するものです。19番と20番は農地中間管理機構への貸付けを予定しているとのことでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）19ページでございます。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。20ページと21ページになります。今回は5件で、全て相続による取得でございます。あっせん等の希望はございません。1番でございますが、自ら耕作するものでございます。2番でございますが、1筆は現在賃貸借中のものがあります。その他につきましては自ら耕作するものです。3番は母親の持分であった2分の1について相続するもので、現況地目宅地となっている部分以外については自ら耕作するものです。なお宅地となっている部分には親の居宅が一部はみ出して建っているということから、今後分筆等により地目変更を促してまいります。21ページでございますが、4番及び5番につきましては自ら耕作するものです。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第5号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君） 22ページでございます。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。23ページでございますが、今回の照会件数は1件で、現地調査は4月6日に実施し、法務局への回答も同日に行っております。1番につきましては、切田通りの公園街コミュニティ消防センター屯所のある交差点から南へ約350m進んだところにあるさつき幼稚園の南側道路を東へ約140m進み、そこから北へ約50m進んだ道路の西側でございます。ここに20年以上前に建てられたと思われる小屋が存在するため、非農地と回答したものでございます。以上でございます。

議 長（中野均君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君） なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議 長（中野均君） 次に報告第6号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君） 24ページでございます。報告第6号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は今年の1月22日開催の平成27年度第10回総会議案第50号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものにつきまして、3月25日付で県知事から計画の認可があったものでございます。25ページでございます。賃借権が2件で、5筆、17,266㎡になります。いずれも利用権の設定を受ける者は同一人で、平成28年3月25日から3年間貸付けする配分計画となっております。26ページをお願いいたします。使用貸借による権利が2件、2筆、6,022㎡です。1番の利用権の設定を受ける者は、25ページの1番及び2番と同一人で、同じく3年間を使用貸借の期間とするものです。2番は10年間の使用貸借期間となっております。以上でございます。

議 長（中野均君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君） なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は竹ヶ原班長、豊川委員、漆坂委員の3名です。4月6日に現地調査及び市役所新館5階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）27ページをお願いいたします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 竹ヶ原 重義 委員、お願いいたします。

報告委員（竹ヶ原重義君）それでは第3条許可に関する報告をいたします。今回の3条申請31件のうち、所有権移転は12件、賃貸借等は19件です。所有権移転の12件のうち、申請番号1番から6番は相手方要望、7番から11番は贈与、12番は交換です。贈与のうち7番は親戚間での贈与、8番及び9番は知人間での贈与、10番及び11番は同一世帯の息子への贈与です。12番は田の中に公図上水路敷地のような十和田市所有の畑があり、その畑と田に隣接する個人所有の農業用水路を交換するものです。次に賃貸借です。1番から15番は労力不足、16番から19番は相手方要望です。所有権移転の1番と賃貸借の16番及び17番は新規就農であり、労働力、農機具について特に問題ありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（中野均君）竹ヶ原委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それではただいまの調査員報告の内容につきまして補足的な説明をさせていただきます。28ページから30ページの所有権移転12件のうち、売買によるものが6件、贈与によるものが5件、交換が1件となっております。28ページでございます。1番は農地を売買により取得し、新規就農するものでございます。2番と3番の譲渡人は同一人となっております。29ページを飛ばして30ページをお願いいたします。12番でございますが、調査員の報告にあったとおりでございますが、これは1月に開催した平成27年度第10回総会の報告第46号で法務局の現況照会に対する回答で、現況が水路敷地のため分筆した

土地について非農地回答した土地と、十和田市が所有する現況畑となっている部分とを交換するものでございます。なお交換する面積につきましては同じ面積となっております。31ページをお願いいたします。31ページから34ページまで賃借権が19件となっております。1番と2番につきましては、借人の所有面積がゼロとなっておりますが、これまでこの借受人が作業受委託等によって長年農業に従事してきているということから新規就農扱いとしなかったものでございます。今回貸人においては労力不足であるということから、あらためて利用権を設定しての貸付けとなったものでございます。32ページをお願いいたします。8番と9番、11番と12番の借人はそれぞれ同一人となっております。8番につきましては15ページの5番、9番は同じく6番で合意解約したものでございます。11番につきましても15ページの2番、12番は同じく1番で合意解約したものでございます。33ページをお願いいたします。14番と15番、16番と17番の借人は同一人となっております。16番と17番の借人につきましては、新たに農業生産法人を設立して就農を開始するということから、新規就農として聴取をしたものでございます。18番につきましては、18ページ17番で合意解約をしたものでございます。以上、所有権移転の1番から12番まで及び貸借の1番から19番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第1号は許可することに決定いたしました。

議 長（中野均君）次に議案第2号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）35ページでございます。議案第2号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。

ます。36ページをお願いいたします。今回証明願いのあった農地は、昨年8月12日に裁判所に農地回答しており、8月21日の第5回総会で報告したもので、平成28年3月17日に競売の公告がされております。入札期間は平成28年5月12日から19日、開札は5月25日、売却決定は6月1日となっております。なお特別売却がある場合の入札期間は、5月26日から27日となっております。2筆につきましては同一場所の隣地となっております。同一事案に対しまして願出人が2人となっております、いずれも経営拡張するものでございます。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長（中野均君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

（ 競売の内容にかかる詳細説明 ）

再開 午後2時31分

議 長（中野均君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（中野均君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君） ご異議なしと認めます。よって議案第2号は承認することに決定いたしました。

議 長（中野均君） 次に議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君） 37ページでございます。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。14番 豊川洋人 委員、お願いいたします。

報告委員（豊川洋人君）それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。4月6日午後に、竹ヶ原委員、漆坂委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査をしました。あっせん件数は所有権移転6件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。6件の農地も、所有権を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認められましたので、その旨を4月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告いたしました。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）豊川委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは補足的なご説明をさせていただきます。38ページと39ページになりますが、所有権移転が6件で、11筆の38,673㎡になります。38ページの4番でございますが、この隣接地が平成27年7月23日開催の平成27年度第4回総会議案第19号で承認されておりますが、今回の案件は当時は農業振興地域の農用地区域外だったことから要件が外れていたものでございます。この度農用地区域内に編入されたことをもって前回の同一人同士による所有権の移転となったものでございます。39ページでございます。5番でございます。この件につきましても平成28年2月23日開催の平成27年度第11回総会議案第55号で基盤強化法による所有権移転を受けた者と同一人でございます。その隣接地を分筆して前回取得した農地と一体的に耕作するため今回の事案となったものでございます。なお6番につきましては、17ページの15番で合意解約をしたものでございます。今回申請のあった所有権移転6件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第3号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは40ページをお願いいたします。議案第4号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。41ページから46ページになります。賃借権の設定が21件ございます。また使用貸借による権利の設定が3件ございます。利用権を設定する者の実人数につきましては、16人となっております。賃借権につきましては60筆、137,429㎡、使用貸借による権利の設定につきましては5筆、7,606㎡となっております。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は10年間となっております。以下、経営転換協力金及び耕作者集積協力金を中心にご説明いたします。まず41ページでございますが、1番につきましては46ページの1番と併せて経営転換協力金が50万円交付されます。2番と3番の利用権を設定する者は同一人でございます、併せて経営転換協力金が50万円交付されることとなっております。4番につきましても経営転換協力金が30万円交付となります。42ページをお願いいたします。5番と6番それぞれ別件でございますが、それぞれ50万円、7番につきましては30万円の経営転換協力金の交付となります。8番から44ページの13番まで及び46ページの2番、この7件につきましては、利用権を設定する者が親子でございます、併せて70万円の経営転換協力金が交付されることとなっております。なお転貸先がそれぞれ違うということからこのように分かれているものがございます。44ページをお願いいたします。14番でございますが、ここは耕作者集積協力金が2万4千円、15番は経営転換協力金が50万円、16番は耕作者集積協力金が14万7千円、17番は経営転換協力金が30万円交付されるということとなっております。45ページをお願いいたします。18番につきましては耕作者集積協力金が9千円、19番と20番を併せて経営転換協力金が70万円、21番は4万9千円の耕作者集積協力金が交付されることとなっております。46ページをお願いいたします。使用貸借による権利が3件となっております。1番は利用権を設定する者が先ほどご説明した41ページの1番と同一人となっております、併せて経営転換協力金が50万円ということとなっております。2番につきましても利用権を設定する者が42ページ8番から44ページ13番までの経営体と同一人となっております、これにつきましても経営転換協力金が70万円交付されることとなっております。

3番につきましては経営転換協力金が30万円交付されるということとなっております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第4号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第5号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）それでは47ページをお願いいたします。議案第5号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。24番 漆坂 政行 委員、お願いします。

報告委員（漆坂政行君）それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は申請番号1番から5番の5件です。1番は保育園の隣接地に買受け、園庭と駐車場を整備するものです。2番は自己住宅の建築です。3番は9区画の宅地分譲です。4番は有料老人ホームの建築です。5番は資材置場の整備です。農地の区分につきましては、1番から4番は都市計画法の用途地域内ですので第3種農地に該当します。5番は周辺がおおむね10ha未満の農地に含まれているため第2種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議長（中野均君）漆坂委員、ご苦勞様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは48ページでございます。今回の申請は5件となっております。

ります。1番の場所につきましては、稲生川土地改良区の北側の道路を稲生川沿いに西へ約300m進んだ道路南側になります。十和田めぐみ保育園の隣接地となります。農地を買受けて園庭及び職員の駐車場を整備するというございます。2番の場所は報告第5号で照会のあった場所の隣接地になります。さつき幼稚園南側道路を東に約140m、そこから北に約30m進んだ道路の西側になります。農地を買受けて自己住宅を建築するというございます。3番の場所は国道102号沿いの西二十二番町にあった元昭和ドレスの交差点から北へ約250m、東へ約150m進んだ道路の南側になります。農地を買受けて9区画の宅地分譲を整備するものございます。4番の場所は切田通りの延長線であり、市道並木8号線にあるササキ石油から東に約100mにある歯科医院から道路を挟んで北に約80m進んだ道路の東側になります。この農地を買受けて福祉施設として有料老人ホームを建築するものございます。5番の場所は小山集落内の谷島電気作業場の西側になります。農地を使用貸借による権利により20年間借受けて、資材置場を整備するものございます。なお平成28年4月1日から施行となりました改正農地法ございますが、農地法第4条及び第5条の農地等の転用許可につきましては、同一の事業の目的に供するため30aを超える案件につきまして今後農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人青森県農業会議の意見を付して県に送付することとなっております。したがって今回申請のあった第5条関係では、3番と4番の案件が30aを超えておりますので、この後本総会の承認を受けた後、青森県農業会議に諮問して現地調査及び今月は28日に開かれます常設審議委員会での当農業委員会に対する聴取を経て、その意見を付した後に県に送付するという流れとなっております。なお現地調査及び聴取に関する事務につきましては事務局の担当職員が出席することを申し添えておきます。以上ございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第5号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成28年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

———— 閉会 午後2時46分 ————